

中野区教育委員会会議録

平成27年第15回定例会

平成27年5月22日

中野区教育委員会

平成27年第15回中野区教育委員会定例会

○日時

平成27年5月22日（金曜日）

開会 午前10時01分

閉会 午後2時25分

○場所

中野区立南中野中学校

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○欠席委員

教育委員会委員 増田 明美

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（特別支援教育等連携担当） 永田 純一

教育委員会事務局副参事（就学前教育連携担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（幼児施策調整担当） 濱口 求

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

18人

○議題

1 協議事項

(1) 特別支援教室と巡回指導について(学校教育担当、指導室長)

2 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

① 5月15日 中野区立中学校PTA連合会総会・懇親会

② 5月20日 中野区幼稚園教育研究会総会

3 その他

(1) 南中野中学校訪問

○議事経過

午前10時01分開会

田辺教育長

おはようございます。教育委員会第15回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は増田委員が欠席です。

本日の会議録署名委員は渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事はお手元に配付の議事日程のとおりです。

ここでお諮りします。本日は、株式会社ジェイコム中野及び中野区広報担当から取材のため、教育委員会の会議を撮影したい旨の申し出がありました。会場を撮影する場合には、教育委員会の承認を受ける必要があります。これを承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、会議の撮影を承認することに決定しました。なお、撮影に当たっては、会議に差し支えないように行っていただきますようお願いいたします。また、傍聴の方を撮影される場合には、個別に了解を得てから行っていただきますようお願いいたします。

さて、本日開催いたします地域での教育委員会は、中野区において開かれた教育行政を一層推進するため区役所以外の場所に会場を移して開催しているもので、本日で27回目の開催となります。会議の進行につきましては通常の教育委員会と同じように進めてまいります。本日の協議事項、「特別支援教室と巡回指導について」の協議の途中で、会議を一旦休憩し、協議テーマに関して傍聴の方のご意見をいただく時間を設けたいと思います。その後、会議を再開し、いただいたご意見も参考にしながら引き続き協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、本日の午後は、南中野中学校の授業視察が予定されています。傍聴の方につきましては、議事日程の報告事項の終了後にご退場となりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは日程に入ります。

<協議事項>

田辺教育長

協議事項、「特別支援教室と巡回指導について」の協議を行います。

まず、指導室長から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは私から、「特別支援教室と巡回指導について」、設置してあります画面をごらんになっていただきながら説明をさせていただきたいと思います。

特別支援教室については、東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画に示され、平成28年度の実施に向けて中野区として取り組んでいるところです。各小学校に特別支援教室が設置されることにより、通級指導学級のあり方が大きく変わってまいります。

それでは、画面をごらんください。

画面左側になります。現在の通級指導学級は、対象となる児童が在籍する学校から通級指導学級が設置されている学校に通い、必要な指導を受けるものです。左側には子どもたちが矢印で通級指導学級設置校に行くような形の図が示してあります。

それに対して特別支援教室は、これは右側になりますが、特別支援教室担当の教員が拠点校から特別な指導が必要な児童の在籍校に訪問し指導を行います。つまり、児童が移動する取組から教員が移動する取組に変わります。ただし、支援の方法によっては児童が通う今までの方法も併せて実施いたします。

このような制度が導入されるわけですが、現在の発達障害の児童の支援状況を簡単に説明いたします。

まず、都内公立小学校には情緒障害等通級指導学級が210校、718学級。また、自閉症・情緒障害特別支援学級は都内21校、47学級あります。

先ほど説明いたしましたとおり、通級指導学級では在籍校から通って指導を受けております。固定学級ではその学校に在籍し、各教科や自立活動の指導を受けることとなります。

今回は、(1)番の学校についてさらに説明をさせていただきたいと思います。

平成26年度の東京都教育委員会の調査によりますと、通常学級に在籍している児童に対して発達障害の児童の想定数の在籍率は6.1%、約3万3,000人となります。その中で、一部特別な指導が必要な児童は、約1万6,000人です。約1万6,000人の中で、既に通級で指導を受けている児童は約6,000人おりますので、全都で約1万人の児童が特別な支援を今のところは受けていないということになります。また、3の表によりますと、通級指導学級を設置している学校の支援率は29%に対し、通級指導学級を設置していない学校の支援率は16%と、低い数値となっております。

先ほどの調査結果にも示されているように、通級指導を利用する児童・生徒の数や、全ての学校に発達障害の児童・生徒が在籍している現状等を踏まえ、新たな特別支援教育の推進体制として特別支援教室の導入を進めているところです。

ここで、特別支援教室の対象児童についてご説明いたします。対象は「通常の学級に在籍する知的遅れのない発達に障害のある児童」であり、画面に示されている障害のある児童です。これは、現在の通級指導学級の対象児童と同じになっております。

次に、特別支援教室の指導体制をご説明いたします。各校、拠点校を中心としたブロックに分け、拠点校の教員がブロック内の学校を巡回いたします。画面にありますように、A校が拠点校といたしますと、ブロック内のB校やC校に週1回程度の巡回の指導を行うという形になります。

詳細については現在検討委員会で検討中でございますが、少し指導の例を示させていただきます。まず、これは1週間の指導体制の例を示したものです。「教員」という欄がございますが、「a」、「b」と示させていただきます、教員2名が、ブロック内のB校、C校に行くということを想定しています。1週間の中で、B校、C校には、火曜日と水曜日に来校して指導を行います。拠点校Aでも巡回指導を行いますので、それは金曜日に実施します。残りの月曜日と木曜日は、最初に申しましたように、拠点校でも小集団の指導を現在の通級指導学級のように行うことが想定されますので、A校でB校、C校から、またA校から通う子どもたちが指導を受ける形になります。

この表は、火曜日にB校での1日のスケジュールの例を示したものです。先ほど申しましたように、教員a、bがその学校に訪問しまして、それぞれが巡回の指導を行います。例えば1校時ですと、教員aはa児を見るということです。教員bはh児とm児を見ます。この場合1対1で個別の指導を行うこともありますし、2名ないし3名であっても個別の指導を行うことは可能ですので、その状況によって、また学年等によってこのような形で複数の個別の指導を行うこともございます。4校時には在籍学級担任等との打ち合わせを示させていただきます。これが巡回指導でも非常にメリットになるところでございますが、担任と打合せをしながら情報を共有して指導の一元化を図っていくものです。また、状況によっては5校時、その学校で小集団指導が必要な場合には、障害の状況に応じて行う場合もございます。また6校時には、再度教員aは在籍学級担任との打ち合わせを行うなど、このような形で学校に訪問しまして巡回指導を実施するというを想定しています。

具体的な指導の内容ですが、生活や学習上の困難を改善する、または克服するための指導として、自立活動と教科指導の補充を行います。具体的には、コミュニケーションの改善、個別の指導、運動等を実施しながら、自立活動ということで取り組んでまいります。また教科指導の補充としては、文字や数の学びにくさの改善という形で実施いたします。

これらの取組を通して、児童にとっては在籍校で効果的な指導が受けられ、安心感が増し、移動時間が減ることで時間的な節約になります。また、指導対象としての1人でも多くの児童が、障害の状態に応じた特別な指導が受けられます。このような効果が期待されています。

保護者にとっては送迎の負担や通級指導学級に移動する時間のロスも含め、学習のおくれへの不安が減ります。

学校にとっては巡回の教員と在籍校との連携強化によって、指導の改善や一元的な指導を実施できます。また、児童が教室をあける時間が少なくて済むので、学級経営の安定化を図ることができるなどの効果が期待されます。

このように特別支援教室の指導において期待される効果を目指しながら、平成28年度の実施に向けて、具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

田辺教育長

引き続き資料の説明をさせていただきます。

続きまして、学校教育担当から説明をお願いします。

副参事（学校教育担当）

それでは私のほうから、ただいまの説明に続きまして、平成28年度に全小学校で特別支援教室を導入し、巡回指導を実施していくということに関しまして、現状とこれからのスケジュール等について説明をしたいと思います。お手元にA4の資料があると思いますので、それに基づいて説明をいたします。

拠点校の設置なのですけれども、現在、今年の4月に中野本郷小学校にほんごう学級を開設しました。これまでの情緒障害等の特別支援学級を、3校設置しております。これと合わせまして4校拠点校といたします。

特別支援教室では、拠点校に配置された教員が、対象となる児童の在籍校を巡回して指導をしていくということになってまいります。

次に、モデル事業の実施なのですけれども、モデル事業としまして平成26年度に上高田小学校のかみたかだ学級でモデル事業を実施しました。今年度は全ての拠点校におきまし

て順次モデル事業を実施してまいります。このモデル事業を実施する中で、課題等の検証をしてまいります。

次に、特別支援教室の環境整備についてです。平成28年度に特別支援教室本格実施ということに向けまして、今年度、平成27年度に必要な備品、教材等を各学校に整えてまいります。具体的には、教科補充用の教材ですとか、教室を仕切るパーテーション、それからキャビネット、ホワイトボードといった備品、教材でございます。

次に、特別支援教室に対する理解の促進ということで、この特別支援教室を進めていくに当たりましては、教職員、それから保護者の皆さんの理解を深めていくことが必要だというふうに感じております。拠点校と教育委員会事務局が連携しまして、理解促進を図ってまいります。

裏面をごらんください。今年度のスケジュールでございます。

現在、特別支援教室の事務体系のシステムとか、そういった制度の検討を進めております。指導体制・内容の検討につきましては、今年度いっぱい特別支援教室検討会で検討をしてまいります。

それから、教室の整備。これにつきましては、年度の前半で必要な調査を行いまして、年度の後半で整備をしてまいります。

事業の周知につきましては、既に行っているところではありますけれども、制度の検討等を踏まえまして、年度の後半に集中してまた行ってまいりたいというふうに考えております。

モデル事業につきましては、先ほど説明しましたように、年間を通してモデル事業を実施しながら、平成28年度4月の特別支援教室の開設に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

小林委員長

それでは、各委員からご質問、ご発言がありましたらお願いします。

渡邊委員

先ほどのスライドの中で、発達障害児童の支援状況を見せていただいたのですが、在籍率のパーセンテージとしては6.1%というような形で、そういった数値を当てはめると、中野区内では対象はどれぐらいが想定されるかというのわかるのでしょうか。

指導室長

全体数の6%になりますので、児童数が9,000人おりますので、6%だと500人ぐらいになります。

渡邊委員

500人ぐらい、他の指導が必要な児童がいらっしゃる。そして、現時点で指導を受けている児童数というのは、都内の状況に大体準じているのでしょうか。

指導室長

実際、現在通級指導に通っている児童は100名程度になります。

渡邊委員

そうすると、約400名、まだ指導を必要とする児童がいるというふうなイメージとして考えてよろしいのでしょうか。

指導室長

6%の中で、約半数が支援を必要とするという形になるので、250名程度が通級指導の対象になり得るだろうと。そのうちの約半数程度は現在支援をしているというような概数になります。

渡邊委員

ありがとうございました。それと、確認なのですが、この事業は、発達障害のみを対象とした支援で考えてよろしいのでしょうか。

指導室長

そのような形になります。知的遅れ等についてのことは対象になっておりません。

田辺教育長

ほかにございますでしょうか。

田中委員

今の渡邊委員の質問に関連するのですが、この対象となる「知的遅れのない発達に障害のある児童」ということで、ここに自閉症と情緒障害とLDとADHCと4つ書いてありますけれども、この対象になる児童イコールこの4つのこういった診断がされた子どもたちというふうに理解していいのでしょうか。それとも、イコールではなくて、もう少し緩やかな形になるのでしょうか。

指導室長

現在もそうでございますが、配慮を要する特別な支援が必要ということなので、そういうような形で障害が特定されている、されていないにかかわらず、必要な児童について支

援を行う。そのような形で進めるところでございます。

田中委員

ありがとうございました。それともう1点、既にモデル事業をやってきたわけですが、今までのモデル事業の中で見えてきた課題というのはどんなところなのでしょうか。

指導室長

かみたかだ学級で、実際に2名のお子さんに対してモデル事業を実施しているところですが、1点はやはり実際の巡回指導での指導内容を含めた指導内容と、それから教員の人材の育成という点について今後対応が必要であるということと、そのお子さんにとって巡回での指導が必要なのか、それとも小集団でも指導が必要なのか、その辺はその障害の状況の程度に応じて非常に難しい問題でございます。ですので、指導の開始や終了について、どのような協議システムを持って対応していくか、そのことについてやはりもう少し詰めていく必要があるというような形で、課題として捉えているところでございます。

田中委員

ありがとうございました。

小林委員

この制度が順調に定着していくことによって効果が非常に望まれるというふうに思うのですが、実際に教員の配置が必要になってくるわけですが、その辺のところは東京都教育委員会との関係でどのような状況になっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

指導室長

教員の配置でございますが、平成27年3月に、東京都教育委員会から特別支援教室の導入のガイドラインが示されまして、そこには週当たり1単位以上の指導を受ける児童を10名につき1名の教員を配置するという基準が示されているところでございます。

小林委員

実際に配置される教員はまだこれからということになると思うのですが、現在通級を担当している先生が、来年度も続けて担当する可能性もかなり大きいと思います。そういった中で、現在のそうした先生たちへの研修というのでしょうか。それから平成28年度以降の区としての教員への研修の計画とか、そういうものがもしあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

指導室長

この巡回指導にかかわるだけでなく、通級指導についてはその子その子の発達の障害に応じた支援、その専門性が高くないと十分な指導ができないということですので、各学級において年3回から5回程度、例えば医師や大学の教授等を招聘しての指導等を進めたり、また特別支援にかかわる研修等については、今度この巡回指導の特別支援教室の導入、巡回指導を踏まえて、研修について現在検討しているところでございます。

小林委員

先ほど教室の環境ということで、もう今年度必要な備品や教材を整えるということで説明がございましたけれども、実際今子どもの数が減って、余裕教室も多いとは思いますが、こうした教材とか教具とか備品とかを入れる実際の教室、スペースについては特に問題がないのか、その辺を教えてください。

副参事（学校教育担当）

ただいまの特別支援教室のスペースにつきましては、各学校と協議をしているところであります。固定的に1つの教室を用意するのではなくて、場合によっては多目的に使っている部屋をこの特別支援教室として巡回するときを使用するとか、そういった工夫もしながら事業の運営に差し支えないように考えているところであります。

小林委員

そのあたりは、いわゆる通級であっても、またそれぞれの学校で訪問指導であっても、あえて個別のスペースを設ける必要もあれば、むしろあまりそういうことを配慮しないで、全体と交わって指導をしていくことも状況によっては必要だと思っております。小学校全体にこういったものを理解していただく必要があるかと思っております。今のところこうした、区内全体の教員への啓発はどういうふうに行っているかちょっと教えていただきたいと思っております。

副参事（学校教育担当）

教員に対する啓発につきましては、東京都からのリーフレット等を配付したりしまして、来年度に向けての実施について啓発を進めているところでございます。

渡邊委員

最初に対象がどれぐらいいるのかというお話をさせていただきまして、4ブロックの拠点校4校、そして単純に100名いたとしたら25名ずつぐらいが対象になる。これがまた増えていくという形ですけれども、通級に25名いたとして、教員が2人配置されれば。でも2つだと20名を超えているので、実際難しいのかなと。拠点校が持つ巡回校は約4校から5校設定されていますから、5掛ける5で25と。数値的には皆さん検討してつくっているの

で合うのだらうと思うのですけれども、そういうふうには実際にはぴったりと各校2人ずつとか、そうなるはずがなくて、各校1人ずつとか。先に示されたように、1限目から4限目まで個別の指導をして、5限目は小集団の指導をやりますよと。そうすると4名で、実際には数値的には合わない。考え方はよろしいのですけれども、実際にそういったモデル校をやって、1人しかいないがために2人が行くとか、5人がいるためにとか、1日のうちに2校回るとなると、移動時間とか非常に苦しくなったりとか。モデル事業をやっていて、そういった人的課題とか、そういうものが上がっているかどうか、まず、それだけちょっと確認をさせてください。

指導室長

先ほどお話しましたとおり、上高田小学校での取組については2名の状況ということで、少ない人数での取組でございました。その中で、成果等が見えてきたところでございます。また、平成28年度から導入ということで、本年度は4校の拠点校で、これから具体的に指導を進めてまいるところでございます。その中で、今ご指摘のあった課題なども見えてくるかなというふうに認識しているところです。

現在、東京都教育委員会としては、少なくとも現在の教員の配置数を下回ることは、来年度はないということなので、その配置についても確認をしながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

渡邊委員

具体的には、今年度の拠点校における教員の数は、1校当たり何名を配置しているのでしょうか。

指導室長

現在それぞれの学校に配置している教員の数でございますが、それは現在の通級指導学級の児童数から積算された教員の配置数になっておりまして、4校で16名でございます。

ただ、児童数によって教員数が変わってまいりますので、多いところでは5名、少ないところで2名ということです。その通っている通級指導のお子さんで、巡回指導が対象というふうに考えられるお子さんに対してモデル実施をするということでございます。

渡邊委員

ありがとうございます。資料の中にあつた日程表の中で、固定級もあるわけですが、教員が巡回指導で他校に行っている場合、その学校内では、固定級としての授業は行われることにはなっているのですか。この表からはちょっと見えないのですけれども。

指導室長

固定級というのは、特別支援学級の固定級ということでよろしいでしょうか。それは別の学校にございますので。いわゆる通常級ということでしょうか。

渡邊委員

通常級の子どもたちだけのことですね。

指導室長

通常級の子どもたちは別に担任がおりまして、特別支援学級、通級指導学級は、通級指導学級で教員が配置されておりますので、指導としては別の教員が実施することとなります。

渡邊委員

ありがとうございます。それと、保護者への周知とか、やはり本当に指導の必要な人たちを掘り起こしていくとか、対象者にしていくために、事前の周知というのは非常に必要なことですが、それが10月ぐらいからというスケジュールになっているのですが、これはそれ以前にいろいろな形で、わかる範囲で情報を流していくとか、10月からやるというよりも、もう決まった時点から情報を流してやっていく必要があるのかなど。指導体制の内容とかということのように、非常に重要なことなので、でき次第周知していくというようなことを私のほうとしては、ご意見させていただきたいと思います。

副参事（学校教育担当）

個別の案内につきましては、既に現在もしております。ここで集中的に行うというのは、一般的にその制度ができ上がった段階で広く周知をしていきたいという意味で、本年度後半にということで計画したもので、個別の既に対象となる児童の保護者に関しましては、既に現在もそういったことで来年度以降の特別支援教室についてお知らせをしているところでございます。

渡邊委員

ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにご質問はございますか。

田中委員

1点だけ、ちょっと教えていただきたいのですが。この事業はもちろん支援が必要な子どもたちにとっても大きな事業だと思うのですが、その周りにいる同じ学校の子ど

もたちにとっても非常に大事な事業だと思うので、その保護者や地域への周知と併せて、学校内での子どもたちへの周知というのはどんなふうに考えているのか、あるいは、モデル校の中でどういう工夫をされたのか、あったらちょっと教えていただきたい。

指導室長

特別な支援が必要な児童への配慮につきましては、現在も各校で実施しているところがございます。例えば通級指導に通う場合でも、通級指導に通うということについては担任からその子が自分の力を伸ばすために、そこに通ってみんなと同じような学習をするということを説明した上で、応援する形で学級の雰囲気をつくっているようなことで進めているところがございます。

今回巡回指導ということで、特別支援教室が導入される場合であっても、子どもたちにきちんと説明をして、その上で実施をするということ、校長会等を通じながら周知徹底して、巡回指導を受ける子どもも、周りの子どもたちも、それぞれが個性を伸ばせる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

田辺教育長

ほかにご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、ここで、傍聴者発言の時間を設けますので、定例会を休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時45分再開

田辺教育長

定例会を再開いたします。

引き続き、各委員からご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

小林委員

今の傍聴の方の発言をいただいて、特に最後にグレーゾーンの子どもたちがなかなかもう一步を踏み出せないというそういうお話がありまして、私もこの事業をやはり有意義に進めていくためには、保護者、それから教員も、また子どもを取り巻く大人たちみんなが理解をしていく必要があると思うのです。ですからそういう意味では、先ほど傍聴者発言の前にもどのように保護者に啓発していくか、学校に理解を求めるかということが出てきましたけれども、これはやはり真摯に取り組んでいく必要があるかなというふうに思います。

上高田小の場合、モデル事業として2名ということでしたけれども、逆に今後増えていくときにどういうことが想定されるかということも、もう少し時間のゆとりはありますので、その間の中で検討して、いい体制で進められるようにということ。

それから、やはり教員の配置に関しては、どうしても年度内にある程度人数が確定しないと翌年度にそれだけの人数が保証できないということもありますので、先ほど来、傍聴者の方々から教員が大変になるのではないかというようなお話もありましたので、蓋を開けてみて急に増えていくという状況ですと本当に厳しいと思いますので、いい状態でスタートできるように。恐らく全都で、既に全市的、全区的に、もう先行してやっている地域もあると思いますので、そういったところの具体的な課題を参考にしながら進めていくことが大事かなというふうに、今ご発言を伺って、そのように痛感しました。

田辺教育長

ありがとうございます。この事業は本当に新しい取組ということですので、教育委員会でも慎重に議論をこれからもしていきたいと思います。今、特別支援学級、通級指導学級、4校でやっているわけですが、4校全体でモデル事業を展開するというのも今年度いたしますので、そうしたことの検証について教育委員会でもご報告させていただきながら、また協議を深めていきたいというふうに思っています。

それ以外にご発言ございますか。よろしいですか。

それでは、これで協議事項を終了いたします。

<報告事項>

<教育長、委員活動報告>

田辺教育長

次に、報告事項に移ります。教育長及び委員活動報告をいたします。事務局から一括で報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

では、一括で報告を申し上げます。

5月15日金曜日、中野区立中学校PTA連合会総会に田辺教育長、増田委員が出席されました。

また、同じく中野区立中学校PTA連合会懇親会に田辺教育長、渡邊委員、増田委員が出席されました。

次に、5月20日水曜日、中野区幼稚園教育研究会総会に田辺教育長が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から補足、質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員。

渡邊委員

私は、5月15日の日の中野区立中学校PTA連合会の懇親会に出席させていただきました。新しい会長を初め、非常にPTAの方々の熱意を感じられる、とてもすばらしい会でした。

やはり、学校の現場で、一番大切な児童のこともそうですし、先生、そして保護者、保護者を代表したPTA、これは非常に学校の運営にとっては重要なファクターでございまして、その学校の校長先生と保護者との懇親の場に行かせていただきまして、非常に各校のPTAの方々と、また学校の校長先生、副校長先生とコミュニケーションが密にとれているような様子を感じとることができました。

こういった、仲のよいような関係が、子どもたちの教育の場に最高にいい場を与えることになるだろうなと思って、大変うれしく思いました。どうぞこれからもよろしく願いいたします。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにご発言ございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

それでは、最後に事務局から次回開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回定例会につきましては、5月29日金曜日、午前10時から区役所5階教育委員会室において開催する予定でございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で報告事項が終了しました。本日は多くの皆様に教育委員会を傍聴していただきまして、本当にありがとうございます。今後とも中野区の教育行政にご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、この後、南中野中学校訪問を行いますので、ここで定例会を休憩します。

午前10時51分休憩

午後2時25分再開

田辺教育長

定例会を再開します。

南中野中学校訪問、お疲れさまでした。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第15回定例会を閉じます。

午後2時25分閉会